

新たな枠組みの具体的なイメージ（案）

1 自覚症状の項目の明確化

「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」において、現在は医師の判断に委ねられている自覚症状の項目について、「脳神経に関する項目」、「呼吸器に関連した項目」、「循環器に関連した項目」、「ストレスに関連した項目」等のように法令等で明示する。

＊ ストレスに関連した項目として、実際にどのような項目を確認するかについては専門家により検討し、他の項目を含めてガイドライン等で示す。

2 健診結果報告における個人情報保護等

自覚症状に関する所見については、所見の「有」、「無」のみを事業者に伝えることとする。

その際、自覚症状の所見から、医師（健康診断を実施する医師）が必要と判断した場合には、医師等（就業上の措置について意見を述べる医師等）による面接を必要とする旨を、「要面接」として健康診断個人票に記載することを新たに法令等で規定する。

＊ 「要面接」の対象となる自覚症状の所見には身体疾患による症状も含まれる。どのような場合に「要面接」と判断するかについては専門家により検討し、ガイドライン等で示す。

3 事後措置の推進

事業者は「要面接」とされた者について、労働安全衛生法第66条の4に基づき、事業者は、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等から意見を聴取することとし、その際には、意見を述べる医師等が面接を行うことを法令等で規定する。また、労働安全衛生法第66条の7の医師又は保健師による保健指導の努力義務規定をも踏まえて、保健師による保健指導を行い、その結果を労働安全衛生法第66条の4に基づき意見を述べる医師が参考とすることについて指導する。

＊ 事業者は意見を述べる医師等をあらかじめ定めて健診を受診する労働者に周知しておくことが望ましい旨を通達等で指導する。

4 事業場に対する支援体制の整備

メンタルヘルスに対応できる産業医の数は十分でないなど、当該分野に精通した者の確保、活用が課題となっているが、産業医のメンタルヘルス対策への対応については、①研修等により必要な知識等を得て職務を行っているが、十分な対応が困難な場合もあること、②精神保健分野等様々な分野の複数の産業医を選任することには多くの経費を要するなど、必ずしも職場の実態に合わない状況もある。

このため、メンタルヘルスに対応できる産業医の有資格者、他の専門分野の産業医の有資格者がチームとなった事業場外の組織（外部専門機関）を整備・育成し、メンタルヘルス不調者への対応等に関する産業医の業務を効率的かつ適切に実施することを可能とすること、また、こうした事業場外の組織において的確に業務が実施されるよう、その質を担保することが必要である。